

## 防衛省仕様書改正票

D S P

K 5403D(3)

## ドライクリーニング ソルベント

制定 昭和47年 4月13日

改正 令和 2年 3月18日

(DRY CLEANING SOLVENT)

この改正票は、D S P K 5403D(ドライクリーニング ソルベント)についての  
ものであり、D S P K 5403D(2)を含め累積記載されている。この改正票は  
D S P K 5403Dと併用される。

1.2表1 中 注記2を次のように改める。

注記2 2種は、M I L - P R F - 6 8 0 D E G R E A S I N G S O L V E N Tに規定するTYPE IIに準拠したものである。

1.4 a) 1) 規格 中

“J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“J I S K 2 2 4 9 - 1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法

J I S K 2 2 4 9 - 2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法

J I S K 2 2 4 9 - 3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法

J I S K 2 2 4 9 - 4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に、

“J I S K 2 2 5 4 石油製品－蒸留試験方法”を

“J I S K 2 2 5 4 石油製品－蒸留性状の求め方”に、

改める。

1.4 a) 2) 仕様書 に次を追記する。

“M I L - P R F - 6 8 0 D E G R E A S I N G S O L V E N T”

1.4 a) 3) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

1.4 b) を削除する。

付表1を次のように改める。

付表1－品質

項目	規定		試験方法
	1種	2種	
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないものとする。		a)

2.

5403D(3)

付表1 品質(続き)

項目		規定		試験方法	
		1種	2種		
蒸留性 状	初留点	℃	150以上	177以上	J I S K 2 2 5 4による。
	50 %留出温度	℃	180以下	——	
	終点	℃	210以下	212以下	
	残油量	%	——	1以下	
色			——	25以上	J I S K 2 5 8 0のセーボルト色試験方法による。
臭気		正常であるものとする。		b)	
引火点	℃	38以上	61~92	J I S K 2 2 6 5-1による。	
銅板腐食 <sup>c)</sup>		1以下		J I S K 2 5 1 3による。	
反応		中性		J I S K 2 2 5 2による。	
ドクター試験		——	陰性	J I S K 2 2 7 6による。	
密度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告	0.754~0.820		J I S K 2 2 4 9-1, J I S K 2 2 4 9-2, J I S K 2 2 4 9-3又は J I S K 2 2 4 9-4による。
<p>注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか並びに不溶解の水、沈殿物及び浮遊物の有無を調べる。</p> <p>b) J I S P 3 8 0 1に規定する1種~4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異常がない場合、“正常である。”とする。</p> <p>c) 試験温度は、1種50℃、2種100℃とし、試験時間はいずれも3時間とする。</p>					

附属書Aを削除する。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名:航空自衛隊 補給本部需品部

## ドライクリーニング ソルベント

(DRY CLEANING SOLVENT)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用に用いるドライクリーニングソルベントについて規定する。

## 1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	用途
1種	6850-009-6204-5	ドライクリーニング用
2種	6850-403-1955-5	航空機部品等の洗浄用

注記1 1種は、JIS K 2201に規定する工業ガソリン5号(クリーニングソルベント)である。  
注記2 2種は、米国軍仕様書 MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENTに準拠したものである。

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 ドライクリーニングソルベント 1種

## 1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 引用文書

## 1) 規格

- JIS K 2201 工業ガソリン  
JIS K 2249 原油及び石油製品-密度試験方法及び密度・質量・容量換算表  
JIS K 2251 原油及び石油製品-試料採取方法  
JIS K 2252 石油製品-反応試験方法  
JIS K 2254 石油製品-蒸留試験方法  
JIS K 2265-1 引火点の求め方-第1部:タグ密閉法  
JIS K 2276 石油製品-航空燃料油試験方法  
JIS K 2513 石油製品-銅板腐食試験方法  
JIS K 2580 石油製品-色試験方法  
JIS P 3801 ろ紙(化学分析用)  
NDS Z 0001 包装の総則

## 2) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200L

## 3) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2

K 5403D

b) 関連文書

M I L - P R F - 6 8 0 DEGREASING SOLVENT

## 2 製品に関する要求

### 2.1 認定

この仕様書で調達される製品のうち、1種については、工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示<sup>1)</sup>の許可を受けたものでなければならない。

注<sup>1)</sup> J I S K 2 2 0 1の5号に該当するものであることの表示

### 2.2 品質

品質は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用として適当な精製鉱油であって、透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まず、付表1による試験方法で試験したとき、付表1の規定に適合しなければならない。

## 3 品質保証

### 3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表1によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

### 3.2 試料採取方法

検査のための試料採取方法は、J I S K 2 2 5 1による。

## 4 出荷条件

### 4.1 容器

容器は、D S P Z 1 0 0 2に規定するドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は D S P Z 1 0 0 2に規定する塗料、塗色とする。

### 4.2 表示

表示は、N D S Z 0 0 0 1による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。

付表 1 - 品質

項 目	規 定		試 験 方 法	
	1 種	2 種		
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないこと。		a)	
蒸留性状	初留点 °C	150 以上		J I S K 2 2 5 4による。
	50%留出温度 °C	180 以下	177 以下	
	終点 °C	210 以下		
	残油量 %	—	1.5 以下	
色	—	21 以上	J I S K 2 5 8 0のセーボルト色試験方法による。	
臭気	正常であること。		b)	
引火点 °C	38 以上		J I S K 2 2 6 5-1による。	
銅板腐食 <sup>c)</sup>	1以下		J I S K 2 5 1 3による。	
反応	中性		J I S K 2 2 5 2による。	
ドクター試験	—	陰性	J I S K 2 2 7 6による。	
硫酸吸収量 %	—	5 以下	附属書Aによる。	
密度 (15°C) g/cm <sup>3</sup>	報告		J I S K 2 2 4 9による。	
<p>注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか及び不溶解の水、沈殿物、浮遊物の有無を調べる。</p> <p>b) J I S P 3 8 0 1に規定する1~4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異状がないとき、“正常である。”とする。</p> <p>c) 試験温度は、1種50°C、2種100°Cとし、試験時間はいずれも3時間とする。</p>				

## 附属書 A

### (規定)

### 硫酸吸収量試験方法

#### A.1 装置

##### a) 改良形バブコックびん

付図A. 1に示すとおり形状で、ガラス玉形の栓が付いたものとする。目盛は0から100までで最小目盛は2とし、10ごとに長い線で区切りをつける。目盛部分のしめる容積は $10 \pm 0.1$  mLとする。

##### b) 50 mLメスシリンダ

##### c) 10 mLピペット

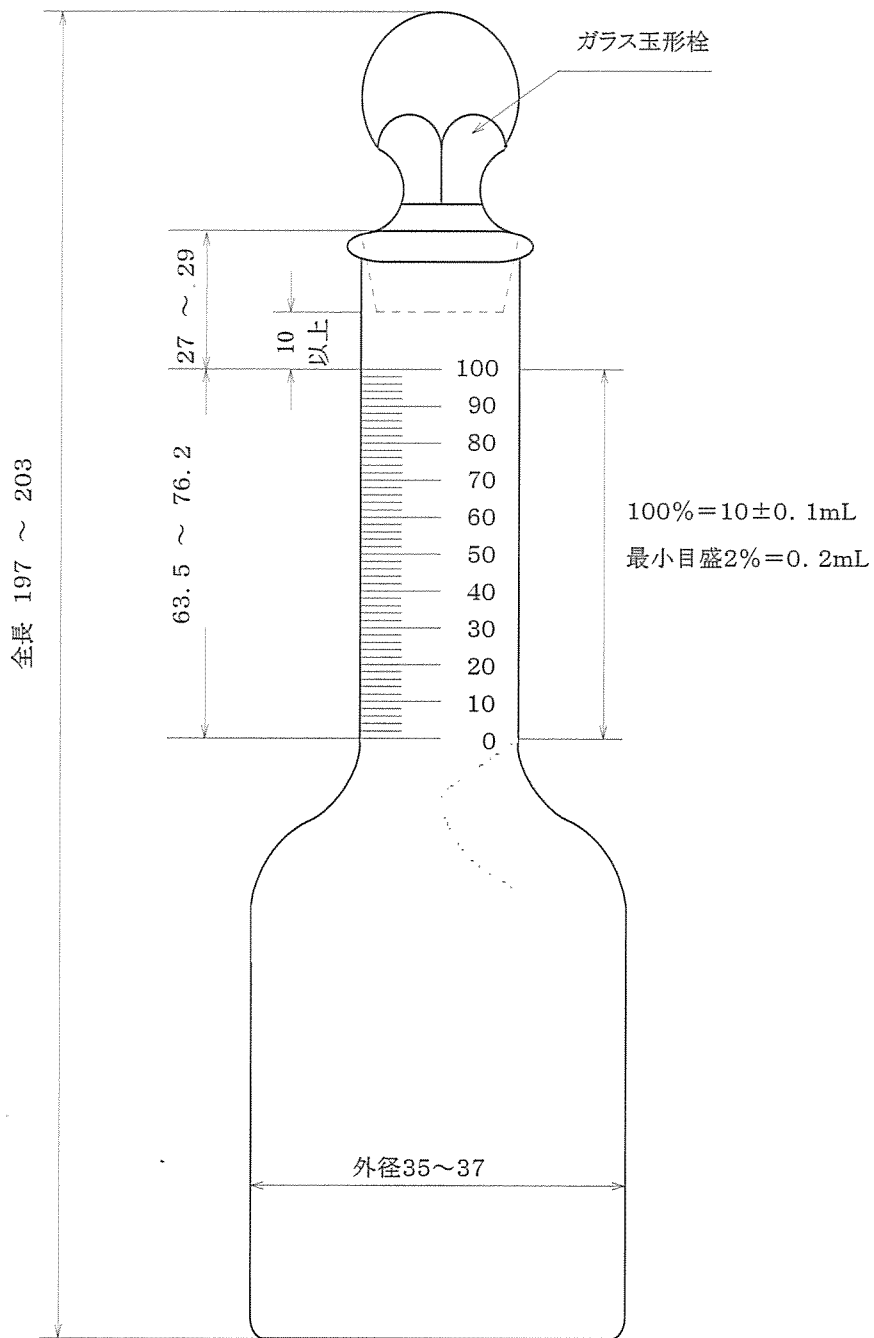
#### A.2 試薬

試薬として用いる硫酸は、試薬級濃硫酸(比重1.84)をうすめ、滴定によって測定したとき、 $(93 \pm 0.3)\%$ (質量)の濃度になるよう調整する。

#### A.3 操作

$20 \pm 1^\circ\text{C}$ に保った試料10 mLをピペットで取り、清浄なバブコックびんに移して5分間氷水浴中で冷却する。あらかじめ氷水浴中で冷却した硫酸20 mLを、飛散しないようガラス棒を用いて、びんの内壁につたわせ注ぎ入れる。びんはひきつづき10分間氷水浴中に浸して冷却する。この間、びん中の試料表面は水面より低く保つ。10分後、びんを氷水中から取り出し、あらかじめ硫酸でしめさせたガラス栓をはめて、 $60 \pm 5$ 秒間はげしく振った後、硫酸を静かに追加して試料表面が目盛の上端近くまで来るようにする。それを遠心分離器にかけるか、又は12時間以上静置して液相を分離した後、 $20 \pm 1^\circ\text{C}$ に保った水浴中に浸し、 $20^\circ\text{C}$ にした硫酸を追加して、液上面を目盛の最上端に合わせる。2相の境界面の目盛を読み、硫酸吸収量%とする。

単位 mm



図番	付図A. 1	名称	改良型パブコックびん	尺度	—
----	--------	----	------------	----	---

防 衛 省

調達要領指定書	発 簡 番 号	0 0 5 2
	調 達 要 求 番 号	3MCQ1AQ0015
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年11月27日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和5年11月17日
品 名	ドライクリーニング溶剤 2種	
仕 様 書 番 号	DSP K 5 4 0 3 D (3)	
<p>指定事項：次について、仕様書を補足する。</p> <p>4.1 容器</p> <p>容器（鋼製ドラム，200 L）は官給するものとする。ただし、所要の修理及び洗浄並びに塗装は契約業者が行うものとする。また、容器の輸送は契約業者の負担とする。</p> <p>4.2 容器及び外装の表示</p> <p>容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。</p> <p>a) 品名（発注書による。）</p> <p>b) 物品番号（発注書による。）</p> <p>c) 内容量</p> <p>d) 製造年月（西暦年月）</p> <p>e) 納入年月（西暦年月）</p> <p>f) 契約相手方の名称</p> <p>g) 調達要求番号</p>		



調達要求番号：3M001A0016

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、  
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

### c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0053
	調達要求番号	3MCQ1AQ0016
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	ホワイトガソリン	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	品質
ホワイトガソリン	JIS K 2201の工業用ガソリン1号に該当し、不溶解の水及び遊離した不純物を含まないもので、かつ、表の規定に適合するもの。

## 4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（単価契約発注通知書による。）
- 物品番号（単価契約発注通知書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

項目	反応	引火点	蒸留性状			銅版腐食 (℃, 3h)
			初留温度 (℃)	50% 留出温度 (℃)	終点 (℃)	
判定基準	中性	-	30以上	100以下	150以下	1以下
試験方法	JIS K 2252	-	JIS K 2254 (常圧法蒸留試験方法)			JIS K 2253

調達要求番号：3MCQ1AQ0019

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、  
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0054
	調達要求番号	3MCQ1AQ0017
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	測深剤, 揮発油用	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
測深剤, 揮発油用	堀江商会 ガソリンレベル 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

45 gチューブ入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号



調達要領指定書	発 簡 番 号	0055
	調 達 要 求 番 号	3MCQ1AQ0017
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年11月27日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和5年11月17日
品 名	測深剤, 油底水用	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
測深剤, 油底水用	堀江商会 ウォーターレベル 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

70 gチューブ入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号: 34CQ1A0018

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
マシン油		NQ-K100024M	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成13年 7月25日
		変 更	令和 4年 9月27日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達するマシン油について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

#### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.2

#### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.3

#### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	規格	用途	備考
マ シ ン 油	VG 10	9150-010-6302-5	主として小型電機 など高速低荷重用 の小型機械用	旧スピンドル，1号
	VG 22	9150-003-8256-5		旧スピンドル，2号

表1-種類(続き)

種類		物品番号	規格	用途	備考
マ シ ン 油	VG 32	9150-003-8252-5	J I S K 2 2 3 8	主として大型電動機、発電機、送風機など高速回転電気機械用	旧ダイナモ
	VG 46	9150-003-8253-5		主として石油発動機、小型焼玉機関、空気圧縮機蒸気機関、真空ポンプなどの外部潤滑、各種工作機械プレスなど一般機械及び車軸	旧マシン油、1号
	VG 68	9150-021-4043-5		旧マシン油、1号	

#### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 マシン油、VG 10

#### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S K 2 2 3 8

マシン油

J I S Z 7 2 5 3

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

##### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### c) 法令等

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)

## 2 製品に関する要求

製品は、J I S K 2 2 3 8に適合し、水、沈殿物、浮遊物などの混入があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜な方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とし、内容量については、調達要領指定書によって指定する。

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）
- b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

### 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0056
	調 達 要 求 番 号	3MCQ1AQ0018
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年11月27日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和5年11月17日
品 名	マシン油, VG46	
仕 様 書 番 号	NQ-K100024M	
<p>指定事項：次について、仕様書を補足する。</p> <p>1.4 製品の呼び方 製品の呼び方は、マシン油, VG46とする。</p> <p>4.1 包装 20 L入とするほか、商慣習による。</p> <p>4.2 容器及び外装の表示 容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、 適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。</p> <p>a) 品名（発注書による。） b) 物品番号（発注書による。） c) 内容量 d) 製造年月（西暦年月） e) 納入年月（西暦年月） f) 契約相手方の名称 g) 調達要求番号</p>		

調達要領指定書	発簡番号	0057
	調達要求番号	3MCQ1AQ0018
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	マシン油, VG68	
仕様書番号	NQ-K100024M	
<p>指定事項：次について、仕様書を補足する。</p> <p>1.4 製品の呼び方 製品の呼び方は、マシン油, VG68とする。</p> <p>4.1 包装 20 L入とするほか、商慣習による。</p> <p>4.2 容器及び外装の表示 容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。</p> <p>a) 品名（発注書による。） b) 物品番号（発注書による。） c) 内容量 d) 製造年月（西暦年月） e) 納入年月（西暦年月） f) 契約相手方の名称 g) 調達要求番号</p>		

調達要求番号：3MCQIA0018

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	9150-003-9284-5	仕 様 書 番 号
タービン油	NQ-K100023M	
	作 成	平成13年 7月25日
	変 更	令和 4年 9月27日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する空気圧縮機、一般機械装置などに使用する市販品のタービン油について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 種類

種類は、JIS K 2213の2種（添加）ISO VG32とする。

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS K 2213

タービン油

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，  
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) **仕様書**

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

**2 一般的事項**

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

**3 製品に関する要求**

**3.1 品名及びカタログ製品名**

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

**3.2 性能等**

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

**4 品質保証**

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

**5 出荷条件**

**5.1 包装**

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

**5.2 容器及び外装の表示**

容器及び外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜な方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（9150-003-9284-5）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

**6 その他の指示**

**6.1 納入書類**

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）
- b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部



## 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

## 調 達 品 目 表

調達要求番号	3MCA1A0001P	作成部隊等名	北海道補給処
調達要求年月日	令和5年11月27日	作成年月日	令和4年9月27日
仕様書番号	NQ-K100023M		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	注記
タービン油	出光興産株式会社                      ダフニータービンオイル 32 コスモ石油ルブリカンツ株式会社      コスモタービンスーパー32 ENEOS株式会社                          FBKタービン 32 シェルルブリカンツジャパン株式会社   シェルターボオイル T32 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）	-

**注<sup>a)</sup>** この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による

項目	内容
品質	JIS K 2213に適合し、透明で水、沈殿物及び浮遊物などの混入が認められない。
容器	20 Lペール缶とする。また、ふたはへこみ口とし、プロテクター及びベロ付きで運搬などに耐える手環付きとする。
納入単位	15℃における容量(L)とする。

調達要求番号：3MCQ1AQ0019

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、  
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

### c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0058
	調達要求番号	3MCQ1AQ0019
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	スプレー式潤滑油 320ml	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
スプレー式潤滑油 320ml	CRC5-56
	ダフニースーパーコートJP 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

320 mL入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：3MCQIAQ0020

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）



b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0059
	調達要求番号	3MCQ1AQ0020
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	耐熱グリース パイロロックグリース2号 (ポリウレア系)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
耐熱グリース パイロロックグリース2号 (ポリウレア系)	パイロロックグリース2号 ダフニーAコンプレックスグリース 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

2.5 kg入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名 (発注書による。)
- 物品番号 (発注書による。)
- 内容量
- 製造年月 (西暦年月)
- 納入年月 (西暦年月)
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0060
	調達要求番号	3MCQ1AQ0020
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	信越シリコングリース G30-100	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
信越シリコングリース G30-100	信越シリコーンG30M-100 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

100 gチューブ×20本入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書による。）
- 物品番号（発注書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要求番号: 3M0Q1A0021

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、  
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	0 0 6 1
	調 達 要 求 番 号	3 M C Q 1 A Q 0 0 2 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 2 7 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 需 品 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 1 7 日
品 名	一般油圧作動油 ISO-VG-10	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
一般油圧作動油 ISO-V G-10	ダフニーメカニックオイル10 コスモNewマイティスーパー10 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0062
	調達要求番号	3MCQ1AQ0021
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	一般油圧作動油 ISO-VG-32	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
一般油圧作動油 ISO-VG-32	ダフニーメカニックオイル32 コスモNewマイティスーパー32 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

20L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号



調達要領指定書	発簡番号	0063
	調達要求番号	3MCQ1AQ0021
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	コンプレッサオイル（レシプロタイプ）ISO-VG-68	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
コンプレッサオイル（レシプロタイプ）ISO-VG-68	ダフニースーパーCS 68 シェルコレナオイルP68 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

- 1 L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号: 3M001A0022

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
		NQ-Z100019K
油脂類等市販品調達	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成18年 5月 9日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

### c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びS D S（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0064
	調達要求番号	3MCQ1AQ0022
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	ギヤー油, 90番	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
ギヤー油, 90番	アポロイルギヤーHE-90
	コスモギヤーGL-4 90
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0086
	調達要求番号	3MCQ1AQ0022
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	工業用ギヤー油2種, ISO-VG-150	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
工業用ギヤー油2種, ISO-VG-150	ボンノック AX150
	シェルオマラ S2 G 150 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：3M0Q/A00023

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、  
作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

### c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）



b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0065
	調達要求番号	3MCQ1AQ0023
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	マシン油 プーリーSFオイル	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
マシン油 プーリーSFオイル	オザワプーリーSFオイル 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

- 1 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号: 3M021A00024

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成18年 5月 9日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0066
	調達要求番号	3MCQ1AQ0024
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日

品名	油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-32
----	----------------------

仕様書番号	NQ-Z100019K
-------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-32	スーパーハイランド32 ダフニースーパーハイドロ32 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0067
	調達要求番号	3MCQ1AQ0024
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-100	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-100	スーパーハイランド100 ダフニスーパースーパードロ100 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0068
	調 達 要 求 番 号	3MCQ1AQ0024
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年11月27日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和5年11月17日
品 名	一般油圧作動油（高粘度指数，低流動点）ISO-VG-15	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について，仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
一般油圧作動油（高粘度指数，低流動点）ISO-VG-15	ハイランドワイド15 ダフニースーパーハイドロX15 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

20 L入とするほか，商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は，“危険物の規制に関する規則”によるほか，適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号



調達要領指定書	発簡番号	0085
	調達要求番号	3MCQ1AQ0024
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-46	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
油圧作動油（耐磨耗性）ISO-VG-46	スーパーハイランド46 ダフニースーパーハイドロ46 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：3MCG1AQ0025

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

### c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0069
	調達要求番号	3MCQ1AQ0025
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	エアコンプレッサオイル（往復式）ISO-VG-100	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
エアコンプレッサオイル（往復式）ISO-VG-100	シェルコレナオイルP 100
	ダフニースーパーCS 100
	又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

20 L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：3M0Q1AQ0026

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
		NQ-Z100019K	
油脂類等市販品調達	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	平成18年	5月 9日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

### c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。



調達要領指定書	発簡番号	0071
	調達要求番号	3MCQ1AQ0026
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日

品名	オートグリス, 自動洗濯機2号 (MOX-30C)
----	---------------------------

仕様書番号	NQ-Z100019K
-------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
オートグリス, 自動洗濯機2号 (MOX-30C)	東京洗染純正オートグリス 品番 E295230

#### 4.1 包装

125cc入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書による。）
- 物品番号（発注書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0070
	調達要求番号	3MCQ1AQ0026
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	パーマオイル, カートリッジ式, 自動洗濯機2号 (WE II-300)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
パーマオイル, カートリッジ式, 自動洗濯機2号 (WE II-300)	日本アサヒ機工純正 パーマオイル カートリッジ式 SO32

#### 4.1 包装

120 cc入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書による。）
- 物品番号（発注書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要求番号：3MUQ1A0027

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成18年 5月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0072
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	ラッカーエナメル 赤	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
ラッカーエナメル 赤	関西ペイント アクリック1000 大信ペイント ラッカーエナメル硝化綿 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

16 L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0073
	調 達 要 求 番 号	3MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年11月27日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和5年11月17日
品 名	ラッカーエナメル (つや無) 3304 黄色	
仕 様 書 番 号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
ラッカーエナメル (つや無) 3304 黄色	関西ペイント アクリック1000 大信ペイント ラッカーエナメル硝化綿 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0074
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	ラッカーエナメル (つや無) 3104 赤色	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
ラッカーエナメル (つや無) 3104 赤色	関西ペイント アクリック1000 大信ペイント ラッカーエナメル硝化綿 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則” によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号



調達要領指定書	発 簡 番 号	0 0 7 5
	調 達 要 求 番 号	3 M C Q 1 A Q 0 0 2 7
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 2 7 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 需 品 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 1 7 日
品 名	アクリルラッカー（半つや）OD色	
仕 様 書 番 号	N Q - Z 1 0 0 0 1 9 K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
アクリルラッカー（半つや）OD色	日本ペイント（株） ニッペアクリル，5分艶，OD 関西ペイント（株） アクリック1000，5分艶，OD 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

4 kg入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0076
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2802 白（2）（N9）	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル （半つや） 2802 白 （2）（N9）	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

4 KG入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名（発注書による。）
- 物品番号（発注書による。）
- 内容量
- 製造年月（西暦年月）
- 納入年月（西暦年月）
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0077
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1401 ごくうすい緑（5GY9/1）	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1401 ごくうすい緑（5GY9/1）	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0078
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5Y8/12)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1307 山吹色 (2) (2.5Y8/12)	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、”危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- 品名 (発注書による。)
- 物品番号 (発注書による。)
- 内容量
- 製造年月 (西暦年月)
- 納入年月 (西暦年月)
- 契約相手方の名称
- 調達要求番号

調達要領指定書	発 簡 番 号	0 0 7 9
	調 達 要 求 番 号	3MCQ1AQ0027
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年11月27日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和5年11月17日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4/13)	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について，仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品 名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや有) 1104 赤 (1) (5R4/13)	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

4 L入とするほか，商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は，“危険物の規制に関する規則”によるほか，適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0080
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	エポキシ樹脂塗料 白	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
エポキシ樹脂塗料 白	カナエ塗料 エポノックスマリ 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

3.35 Kg入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0081
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日

品名	エポキシ樹脂塗料用硬化剤
----	--------------

仕様書番号	NQ-Z100019K
-------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
エポキシ樹脂塗料用硬化剤	カナエ塗料 エポノックスマリソ (硬化剤) 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

0.65 Kg入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要領指定書	発簡番号	0082
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	エポキシ樹脂塗料用シンナー	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について，仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
エポキシ樹脂塗料用シンナー	KM-20 エポキシシンナー ハイボンエポキシシンナー（2液型用） 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

16 L入とするほか，商慣習による。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は，“危険物の規制に関する規則”によるほか，適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号



調達要領指定書	発簡番号	0083
	調達要求番号	3MCQ1AQ0027
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日
品名	外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色	
仕様書番号	NQ-Z100019K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

## 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
外部用フタル酸樹脂エナメル (つや無) 3411 緑色	関西ペイント ネオフタリット 大信ペイント フタルミー 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

## 4.1 包装

4 L入とするほか、商慣習による。

## 4.2 構造・形状・寸法・質量など

標準色の基準値 (色記号) は、2.5G4.5/5とする。

## 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則” によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名 (発注書による。)
- b) 物品番号 (発注書による。)
- c) 内容量
- d) 製造年月 (西暦年月)
- e) 納入年月 (西暦年月)
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：3NCG1AG0028

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
油脂類等市販品調達		NQ-Z100019K	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作成	平成18年 5月 9日
		変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油脂類及び塗料などについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### SDS

“労働安全衛生法”，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253に基づく安全データシートをいう。

#### 1.2.4

##### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要求書の品名による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

### c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下“グリーン購入法”という。）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達される製品は、JIS規格に適合するものとし、グリーン購入法が規定されているものについては、その適合品とする。

### 2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達要求書及び調達要領指定書による。

### 2.3 構造・形状・寸法・質量など

構造などは、JIS又はISO規格によるほか、製造者が定める仕様による。

### 2.4 外観

外観は、割れ、きず、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、適宜の方法によって次の事項を表示する。

- a) 品名（製品の呼び方）
- b) 物品番号（調達要求書による）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

契約の相手方は、次に示すとおり書類を提出する。

- a) 契約締結後速やかに納入する製品を記載したカタログ及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を契約担当官等に各1部（ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略してよい。）

b) 納入時に品質証明書及びSDS（日本語表記及び英語表記のもの。）を監督官等に各1部

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	0084
	調達要求番号	3MCQ1AQ0028
	調達要求年月日	令和5年11月27日
	作成部隊	装備計画部 需品課
	作成年月日	令和5年11月17日

品名	凍結防止液
----	-------

仕様書番号	NQ-Z100019K
-------	-------------

指定事項：次について、仕様書を補足する。

#### 2.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名
凍結防止液	ガレージゼロ イソプロピルアルコール JXTGエネルギー IPA 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

#### 4.1 包装

18 L入とするほか、商慣習による。

#### 4.2 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、“危険物の規制に関する規則”によるほか、適宜の方法によって次の事項を表示するものとする。

- a) 品名（発注書による。）
- b) 物品番号（発注書による。）
- c) 内容量
- d) 製造年月（西暦年月）
- e) 納入年月（西暦年月）
- f) 契約相手方の名称
- g) 調達要求番号

調達要求番号：3McQ1AQ0029

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	BQP7000000316	仕 様 書 番 号	
油吸着フェンス		NQ-K100032E	
		作 成	平成25年 2月27日
		変 更	令和 4年 9月27日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の油吸着フェンスについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

### 3.2 性能等

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

## 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

## 調 達 品 目 表

調達要求番号	3MCA1A20029	作成部隊等名	北海道補給処
調達要求年月日	令和5年11月27日	作成年月日	令和4年9月27日
仕様書番号	NQ-K100032E		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	注記
油吸着フェンス	エー・エム・プロダクツ(株) ピグスパゲッティブーム BOM403 (株)日本緑十字社 オイルガードブーム OG-ブーム136 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)	-

**注<sup>a)</sup>** この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

項目	内容
形状	チューブタイプ
吸着量	6 L以上/m
寸法	直径10 cm～20 cm, 長さ5 m～7 m